

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第30号

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、瀬戸市児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）並びに発達障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害をいう。以下同じ。）及びその疑いのある児童（法第4条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。）（以下「障害児等」という。）の発達を総合的に支援するため児童発達支援センターを設置する。

(名称、位置等)

第3条 児童発達支援センターの区分、名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
児童発達支援センター (法第43条第1号に 規定する福祉型児童発	瀬戸市のぞみ学園	瀬戸市原山町1番地の1 4

達支援センターとしての機能を含む。)		
児童発達支援センター	瀬戸市発達支援室	瀬戸市宮脇町48番地

(事業)

第4条 児童発達支援センターは、障害児等の健全育成及び福祉の増進を図るため、次の表の左欄に掲げる施設に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事業を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

瀬戸市のぞみ学園	児童発達支援事業（法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）
	保育所等訪問支援事業（法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）
	障害児相談支援事業（法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。）
瀬戸市発達支援室	発達障害及びその疑いのある児童（以下「発達障害児等」という。）並びにその保護者等に対する相談、助言等に関する事業
	発達障害児等に対する発達検査及び個別支援策の検討に関する事業
	発達障害児等の支援者等への助言、情報提供及び研修に関する事業
	発達障害に係る保護者の会、支援団体等の育成に関する事業
	発達障害理解のための啓発に関する事業
	発達障害支援に関する関係機関及び団体との連絡調

(連絡調整)

第5条 児童発達支援センターは、第3条に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、総合的かつ有機的に運営することとする。

(利用時間及び休業日)

第6条 児童発達支援センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 児童発達支援センターの休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更できる。

(職員)

第7条 児童発達支援センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、児童発達支援センターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(瀬戸市のぞみ学園の設置及び管理に関する条例及び瀬戸市発達支援室に関する条例の廃止)

2 瀬戸市のぞみ学園の設置及び管理に関する条例（昭和51年瀬戸市

条例第17号)及び瀬戸市発達支援室に関する条例(平成22年瀬戸市
条例第14号)は、廃止する。